(会費) 第35条 会費は別に定める細則による。

年 会 費 徴 収 細 則

○会費(本部会費含む)は、次の定めるところにより、事務局より請求の日から30日 以内に年会費全額を納入しなければならない。(本部会費は支部が一括納入する)

従業員数区分		会費
10人以下		10,000
11 ~	2 0	11,500
21 ~	3 0	13,000
3 1 ∼	4 0	14,500
41 ~	5 0	17,000
5 1 ~	1 0 0	19,000
101 ~	1 5 0	23, 520+50 (X-100)
151 ~	200	26, 880 + 50 (X - 150)
201 ~	2 5 0	33, 600+50 (X-200)
2 5 1 ~	3 0 0	36, 960+50 (X-250)
3 0 1 ∼	4 0 0	42, 560+50 (X-300)
401 ~	5 0 0	51, 520+50 (X-400)
5 0 1 ~	6 0 0	6 1, 6 0 0 + 4 0 $(X - 5 0 0)$
601 ~	7 0 0	70, $560+40(X-600)$
7 0 1 ~	8 0 0	78, 400+40 (X-700)
801 ~	900	85, 120+40 (X-800)
901 ~	1, 000	90, $720+40(X-900)$
1, 001 ~	2, 000	99, 900+20 $(X-1, 000)$
2, 001 ~	3, 000	127, 650+20 (X-2, 000)
3, 001 ∼	4, 000	155, 400+20 (X-3, 000)
4, 001 ~		183, 150+15 (X-4, 000)

(注意) 1. X=従業員数

- 2. 端数は100円未満切り上げとする。
- 3. 本部会費は上記の中から、支部が一括本部へ納入する。
- 4. 支部の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる ※計算例・・・・・従業員117名の場合の年間会費

23, 520+50 (X -100) =

 $23, 520+50 (117-100) = 24, 370 \rightarrow 24, 400 \rightarrow$